

京都市訓令甲第6号

市立大学

京都市学長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市長 榊本頼兼

別表芸術大学学長の項第8号を削り、同項第9号から同項第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別表事務局長の項第1号、第2号及び第4号中「準ずる」を「準じる」に改め、同項第8号を削り、同項第9号中「物件、労力その他の」を「物品等」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表看護短期大学学長の項第1号、第2号及び第5号中「準ずる」を「準じる」に改め、同項第9号を削り、同項第10号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号から同項第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)